

○ 発達障害者支援センター運営事業の推進

各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者やその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。
(地域生活支援事業(400億円)の内数)

○ 発達障害に関する調査研究

発達障害者のサービスニーズなどの発達障害者に係る状況の把握、診断・治療の向上のための研究を行う。(こころの健康科学研究経費(20億円)の内数)

(2) 発達障害者の就労支援の推進(再掲) 1.5億円

○ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施(新規)

89百万円

ハローワークにおいて、発達障害等の要因によりコミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向け専門支援を希望しない者については、きめ細かな就職支援を実施する。

○ 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充

13百万円

発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習等を拡充して実施するとともに、新たに、当事者・支援者による体験交流会を開催する。

○ 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進

障害者職業能力開発校における職業訓練に加え、一般の職業能力開発校において、知的障害者等を対象とした専門訓練を行うとともに発達障害者に対する職業訓練をモデル的に実施する。(一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進(43億円)の内数)

3 障害者の職業的自立に向けた就労支援の総合的推進(再掲)

139億円(138億円)

(1) 雇用・福祉・教育の連携による就労支援の強化 23億円

○ 関係機関のチーム支援による福祉的就労から一般雇用への移行の促進(新規) 71百万円

○ 障害者就業・生活支援センター事業の拡充 12億円

○ 養護学校等の生徒とその親の一般雇用や雇用支援策に関する理解の促進

55百万円

| | |
|------------------------------------|--------|
| (2) 障害の特性に応じた支援策の充実・強化 | 2. 2億円 |
| ○ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの実施（新規） | 89百万円 |
| ○ 発達障害者の就労支援者育成事業の拡充 | 13百万円 |
| ○ 医療機関等との連携による精神障害者の就労支援の実施（新規） | 47百万円 |
| (3) 中小企業による雇用促進の取組への支援 | 44百万円 |
| ○ 中小企業団体による障害者雇用の啓発・推進のためのモデル事業の実施 | 44百万円 |
| (4) 障害者に対する職業能力開発の推進 | 59億円 |
| ○ 一般校を含めた公共職業能力開発施設における障害者職業訓練の推進 | 43億円 |
| ○ 地域の障害者支援機関を活用した実践的職業訓練の推進 | 15億円 |
| ○ 障害者職業能力開発プロモート事業の拡充 | 55百万円 |

4 自立支援に重点をおいた生活保護制度の適正な実施

2兆円（2兆611億円）

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」等を踏まえ、生活保護制度の適正な実施を推進する。

(1) 要保護世帯向け長期生活支援資金の創設

一定額以上の不動産を有する要保護高齢者世帯について、死亡時に扶養義務者が不動産を相続することは社会的公平の観点から問題であることから、所有不動産を担保とした貸付制度（要保護世帯向け長期生活支援資金）を創設し、当該制度を利用させることとする。

（セーフティネット支援対策等事業費補助金（180億円）の内数）

(2) 公平・自立支援の観点からの母子加算の見直し

母子加算について、自立母子世帯との公平の確保と生活保護を受給する母子世帯の自立を促進する観点から、就労母子世帯等に対して自立支援を目的とした給付を創設（就労の場合・月額1万円、職業訓練等の場合・月額5千円）するとともに、現行の母子加算（15歳以下）を段階的に廃止する。

※ 16～18歳に係る母子加算は、17年度から3年かけて減額してきているところ。

(3) 自立支援プログラムの着実な推進

母子世帯を含め生活保護を受給する世帯の自立を推進するため、福祉事務所等における「自立支援プログラム」の導入を一層推進する。また、稼働能力判定会議の設置や、精神障害者退院推進員の配置により、適性にあった就労支援や、社会的入院患者の退院を促進する。

(セーフティネット支援対策等事業費補助金(180億円)の内数)

第9 国民の安心と安全のための施策の推進

医薬品等の安全対策を一層推進するとともに、新しい医薬品・医療機器の治験の促進などより良い医薬品等を迅速に提供するための対策、血液対策、麻薬・覚せい剤対策などを推進する。

また、輸入食品の監視強化、残留農薬等ポジティブリスト制度の着実な実施、健康食品の安全性の確保などにより食品安全対策を推進するとともに、自殺対策基本法を踏まえた総合的な自殺対策を推進する。あわせて、安全な水の確保、健康危機管理体制の強化を推進する。

1 より良い医薬品等を安全性に配慮しつつ迅速に提供するための対策の推進 108億円(115億円)

(1) 安全対策の推進 5.6億円

○ 医薬品の安全使用の推進(新規) 30百万円

副作用等の安全性情報が、医療現場において有効に活用・実践されるよう、具体的な方策や仕組み等を検討し、実践事例等を取りまとめた報告書を作成し、その普及を図る。

○ 市販直後の安全性情報収集の推進 12百万円

新規性が高く、国内の治験症例が少ない新医薬品について、市販後一定期間、使用状況や副作用等の臨床現場の情報を、国が直接収集し評価すること等により、安全対策の一層の強化を図る。

(2) 新しい医薬品・医療機器の迅速な提供 11億円

○ 新しい医薬品・医療機器の治験の促進等 20百万円

国内未承認薬について、海外承認情報を収集整理し、患者、学会からの要望、医療上の必要性等を検討した上で、関係企業に治験の開始を要請するなど治験の促進を図るとともに、薬効群毎の臨床評価指針の作成を行う。また、医療機器について、国際共同開発の推進に向け、海外における評価の活用方策を検討する等、承認審査の迅速化を図る。

○ より適切な治験実施環境の制度面での確保（新規） 4.7 億円

国内外の治験実施状況を調査し、信頼性や効率性に配慮された治験実施環境の制度面での確保に資する方策等を検討するとともに、東アジア諸国で実施された治験データの受入れについて調査・検討し、企業が早期に承認申請を行う環境を確保することにより、国民の新医薬品等へのアクセスの改善を図る。

(3) 安全、安心な血液製剤の供給確保 7.4 億円

医療に不可欠な血液製剤の安定供給を確保するため、献血に対する国民の意識の向上が図られるよう、特に若年層を対象とした普及啓発活動の強化を図る。

2 医薬品・医療機器産業の国際競争力の強化 6.1 億円(4.6 億円)

(1) 優れた医薬品・医療機器の研究開発の推進等 5.3 億円

○ 先端医療の実用化 1.9 億円

国際的に最先端の研究が進められている再生医療分野を含め、先端医療の実用化に資する基礎研究成果を臨床応用に向けて加速させるための研究を推進する。

○ 優れた医薬品・医療機器の研究開発の推進 3.3 億円

国民の保健医療水準の向上に資するよう我が国の医薬品・医療機器産業に係る研究開発を推進する。このため、質の高い臨床試験の実施そのものに対して研究資金を提供するほか、身体への負荷の低減を目指した医療機器の研究開発を推進する。

○ 後発医薬品の使用促進等（新規） 1.1 億円

後発医薬品の使用を促進するため、後発医薬品の信頼性確保の観点から、メーカーに対して安定供給の実効的な指導を行うとともに、国民や医療関係者がより安心して使用できるよう、先発医薬品との同等性について情報提供を行う。

(2) 治験を含む臨床研究実施環境の緊急整備・充実 8.5 億円

○ 治験拠点病院の整備・充実（新規） 7.6 億円

医薬品の承認に不可欠な治験を推進するため、治験拠点病院を選定し、治験環境の整備・充実を5カ年計画で図り、国際競争力のある創薬環境を整備する。

○ 治験コーディネーター等の養成 9.0 百万円

治験の実施に当たり医師と患者とのパイプ役となり治験を円滑に進める治験コーディネーターの養成研修及び質の高い治験を効率的に行うために必要な治験データの収集や整理を担当するデータマネージャーの養成研修を実施する。